

# 長岡都市計画地区計画の変更

(長岡市決定)

都市計画富島地区市街化調整区域地区計画を次のとおり変更する。

名 称	富島地区市街化調整区域地区計画				
位 置	長岡市富島町の一部				
面 積	約 1. 7 ha				
区域の整備・開発及び保全の方針	<p><b>地区計画の目標</b></p> <p>本地区は、JR長岡駅から北東へ約4kmの位置にあり、国道8号（長岡東バイパス）に近接し、また、県道長岡・見附・三条線に隣接した比較的交通の利便性が高い田園地帯である。</p> <p>この地区は、以前から人口減少傾向にあり、集落活力の低下が懸念されるとともに、町内会等の各種活動に支障を来たしてきた。</p> <p>このため、地区計画を定めることにより、小規模な住宅地の開発を誘導し、衰退しつつある地域コミュニティの活性化を目指した地域づくりを進め、既存集落の営農条件との調和に配慮した、ゆとりある良好な住環境を持った住宅地の形成を図るものとする。</p> <p><b>土地利用の方針</b></p> <p>周囲の良好な営農条件と調和のとれた環境づくりを進めるため、ゆとりある広い敷地と快適な住環境を備えた田園住宅地としての土地利用を図る。</p> <p><b>地区施設の整備方針</b></p> <p>道路については、既存集落との連続性を考慮して、幅員6mの区画道路を整備し、集落内の一体化を図る。</p> <p>公園については、コミュニティ活動や防災上の拠点としての活用ができるよう、適切な位置に配置する。</p> <p><b>建築物の整備方針</b></p> <p>優れた田園地域の特性を生かし、日照、採光、通風を確保しつつ防災上の安全性の向上を図るため、建築物の用途の制限、建蔽率の最高限度、容積率の最高限度、敷地面積の最低限度、高さの最高限度、形態及び意匠の制限及び壁面の位置の制限を定める。</p> <p>また、地震時等におけるブロック塀等の倒壊の危険性に対処し、集落内の緑化の推進と良好な田園集落景観の形成に資するため、かき又はさくの構造の制限を定める。</p> <p>さらに、敷地には極力植栽を行い良好な居住環境づくりに努めるものとする。</p>				
位 置	長岡市富島町の一部				
面 積	約 1. 1 ha				
地区施設の配置及び規模	区画道路 幅員6m 総延長 約320m、公園 1カ所 約320m <sup>2</sup>				
地区整備計画に関する事項	<p><b>建築物の用途の制限</b></p> <p>次に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住宅（一戸建て住宅に限る。）</li> <li>2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの（延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、かつ、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの）（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50m<sup>2</sup>を超えるものを除く）</li> </ol> <p><b>建蔽率の最高限度</b></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"><math>\frac{5}{10}</math></td> </tr> </table> <p><b>容積率の最高限度</b></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"><math>\frac{8}{10}</math></td> </tr> </table> <p><b>建築物の敷地面積の最低限度</b></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">250 m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p><b>壁面の位置の制限</b></p> <p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1.5m以上でなければならない。</p> <p>ただし、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合は制限を緩和することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下のもの。</li> <li>② 車庫、物置、その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m<sup>2</sup>以内のもの。</li> </ol> <p><b>建築物の高さの最高限度</b></p> <p>建築物の各部分の高さの最高限度は、長岡都市計画高度地区に規定する第一種高度地区に準じたものとする。また、建築基準法に規定する道路斜線の適用については第二種低層住居専用地域の規定を準用するものとする。</p>		$\frac{5}{10}$	$\frac{8}{10}$	250 m <sup>2</sup>
$\frac{5}{10}$					
$\frac{8}{10}$					
250 m <sup>2</sup>					

建築物の形態 及び意匠の制限	<p>① 建築物の屋根形状は勾配屋根とする。          ② 建築物の屋根又は外壁若しくはこれに代わる柱の色は、原色の多用を避け、落ち着いた色調とし、周辺環境との調和に努めるものとする。</p>
かき又はさく の構造の制限	<p>道路に面する部分のかき又はさく（門柱及び門扉を除く）の構造は、生垣又はフェンス若しくは鉄柵等透視可能なものとし、生垣を推奨する。          ただし、道路面からの高さが1.2m以下のものにあっては、この限りではない。</p>

「区域は計画図表示のとおり」